

令和7年度第3回月形町総合教育会議顛末

- 1 日 時 令和8年3月26日（木）午後4時30分～午後4時40分
- 2 場 所 大会議室
- 3 出席者 上坂町長、藤原副町長、兼平教育長、岸上教育長教育長職務代理、目黒教育委員、上葛教育次長、野本主幹、加藤主幹、森田学務係長、今井社会教育係長、五十嵐学務係主任主事、加藤総務課長、會田総務係長

計13名

4 顛 末

（午後4時30分開会）

【加藤総務課長】

お時間になりましたので、令和7年度第3回月形町総合教育会議を開催いたします。

町長からご挨拶申し上げます。

【上坂町長】

3回目になりますけれども、今日は働き方改革という新し取り組みというか、それを協議するというようにありますので、どうぞよろしく申し上げます。

【加藤総務課長】

はい。それでは議件の進行については、町長よりお願いいたします。

【上坂町長】

はい、それでは、月形町立学校における働き方改革行動計画について、事務局申し上げます。

【上葛教育次長】

はい、教育次長上葛です。私の方から内容について、ご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。本計画は、国の法改正に対応するために策定するものです。

令和7年6月に公立の義務教育学校、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正されました。

この改正により、教職員のサービスを監督する教育委員会において、国の指針に則した業務量管理、健康確保措置実施計画を策定し、一本化することが求められるとともに、その計画を総合教育会議に報告する仕組みが設けられております。

本町におきましては、これまで平成30年に策定した月形町立学校における働き方改革行動計画に基づき取り組みを進めてきたところですが、今回の法改正を踏まえ、本計画を全部改正により策定するものでございます。

本計画は、北海道の方針と同様に、働き方改革行動計画の中に、業務量管理、健康確保措置実施計画を包含し、行動計画と業務量管理計画を一体のものとして策定するものであり、北海道教育委員会の学校における働き方改革、北海道アクションプラン第三期の内容及び改正給特法における業務量管理、健康確保措置実施計画の策定等を踏まえ、全部改正という形をとっております。

それでは、計画の概要についてご説明いたします。

まず2ページをご覧ください。

「Ⅰ はじめに」では、今ほど説明した給特法改正を踏まえ、本計画を業務量管理、健康確保措置実施計画として策定すること、また、北海道教育委員会の働き方改革、北海道アクションプラン第三期の趣旨を踏まえ、本町の実情に即した内容として整理していることを記載しております。

また、「Ⅱ これまでの取り組みの成果と課題」では、ICTの活用などによる効率化を進めてきた一方で、学校行事や、保護者対応等に伴う業務量負担や時間外対応などが課題であることを記載しております。

続いて「Ⅲ 行動計画の基本的な方針」ですが、こちらは3ページから4ページにかけて記載しております。

内容としては、教育の質を維持、向上しながら、教員が子どもと向き合う時間や、みず

からの学びの時間を確保し、持続可能な学校ウェルビーイングにつなげていくことを基本的な考え方としております。

このうち「2 目標を重視する視点、重点的に実施する取り組み期間」については、教育職員の時間外在校時間を1ヶ月45時間以内、1年間360時間以内を基本とし、変形労働時間制を適用する場合は、1ヶ月42時間以内、1年間320時間以内としております。

また、目指す姿として、教員一人一人が変わってきたと実感できる働き方改革の推進を掲げております。重視する視点は改革を自分ごとにする事、実装するチームづくり、地域との協働の3点です。

4ページになります。

計画期間は、令和8年度から令和11年度の4年間としております。また、「3 役割分担と推進体制」では、学校及び教育委員会の役割、推進体制、保護者や地域住民等への理解促進などについて整理しております。

次に5ページをご覧ください。

「IV 行動計画の具体的な取組」についてですが、①は、公務の効率化と役割分担の推進であり、ICTの活用、会議資料のペーパーレス化、連絡のデジタル化などを進めることとしております。

続いて6ページから7ページになります。

取組②は、部活動指導に関わる負担の軽減であり、休業日の完全実施や活動時間の上限の設定、大会参加の精選、地域連携、地域移行の検討を進めます。

取組③は、学校運営体制の見直しであり、特に教頭の業務縮減、調査業務の見直し、学校行事の精選、重点化などに取り組みます。

取組み④は意識の変容を促す取組みであり、定時退勤日、年次有給休暇の取得促進、学校閉庁日の設定、在校等時間の客観的把握などを進めます。

8ページになります。

取り組み⑤は、学校サポート体制の充実であり、メンタルヘルス対策、関係機関との連携、スクールロイヤー等の活用の検討。勤務時間外の連絡対応の見直しなどを進める内容となっております。

最後に9ページです。「V 学校における働き方改革の推進にあたっての留意事項」として、計画を進めるにあたっては、時間外在校等時間の上限は、上限まで勤務することを認める趣旨ではないこと。また、形式的に条件内に収めるための虚偽の記録や持ち帰り業務による帳尻合わせは認められないこと明確にしております。あくまで業務の見直しや役割分担、環境整備を進めながら、長時間勤務そのものの縮減を図ることが重要であります。

本計画の内容は以上のとおりです。本計画に基づき、教育委員会と学校が一体となって、教職員が健康で意欲をもって働くことができる環境を整え、子どもたちに、よりよい教育を提供できる学校づくりを進めて参りたいと考えており、なお、この計画につきましては、先に教育委員会議で承認をいただいておりますので、ご承認をお願いいたします。

【上坂町長】

はい。ありがとうございました。

先に教育委員会では承認されてるということですので、この会議には報告をして、承認をするという手順が残されているということですが、皆さんの方から何か、今、丁寧に説明がありましたけど。何かありますか。

(なしの声)

【上坂町長】

総務課の方は何かありますか。

(なしの声)

それじゃあ、ただいま説明がありましたこの行動計画について、この会議で、ご承認いただけるということよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それじゃあ、承認されたということであります。

確実に学校と連携をとって、しっかりとやっていくということを確認したということで、本議題の1番、月形町立学校における働き方改革行動計画については、終わりにしたいと思います。

その他で何か、総合教育会議でありますか。義務教育学校の問題については、また次年度、改めて企画振興課に担当を置きまして、具体的に検討するということになってますので、また、よろしくお願いをしたいと思います。

それじゃあ、その他で何かありますか。ないですか。

(なしの声)

はい。それでは、以上をもちまして、第3回月形町総合教育会議を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(午後4時40分閉会)